

答申第211号
令和4年3月11日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 興津 征雄

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

令和3年8月3日付神行行第294号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「身体障害者手帳の障害名について経時的表現ができない旨の規約」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求を行った。

神戸市の身体障害手帳記述事項の内 障害名記述について

経時的表現は記述不能の規約があると担当氏の言 その規約（公文書）開示希望

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件決定の取消を求める審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和3年3月8日受付の審査請求書、6月14日受付の反論書から審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 神戸市で身体障害者手帳を拝受。それ以前の転出元の手帳は経時的記述があり。神戸市の手帳は経時的記述不足。誤解が生じ市民は大迷惑。経時的記述不可の公文書が存在にもかかわらず、市民の不利益記述が行われることを神戸市長及び担当の経時的記述不可を通すことへの審査希望。

(2) 神戸市の法等解釈の記載手法は、身体障害者手帳利用の障害者にとって、不利益な記述に至っている。記載方法の検討を願う。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和3年3月29日受付の弁明書、10月14日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 身体障害者手帳への記載事項については身体障害者福祉法施行規則において、障害名及び障害の級別を記載事項とする規定がある。また、「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）においては、障害名の記載方法については、プライバシーへの配慮という観点から障害種別のみの記載とすることで差し支えないとされている。

(2) 神戸市では、上記施行規則及び通知に基づき様式を定めており、現在の障害名を手帳に記載している。

(3) 障害名の経時的記述が不能であるということを定めている規約は不存在である。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件の争点は、神戸市の身体障害者手帳の障害名の記載について、請求人が主張する経時的表現を記述することができない旨の規約（以下「本件請求文書」という。）の存否である。

なお、当審査会は、本件審査請求の対象となった本件請求文書が存在するか否か、また存在する場合には公開すべきか否かを判断するものであり、請求人が主張する疑義の解明等について審査し、認定するものではない。

以下、検討する。

(2) 身体障害者手帳の記載内容について

本件請求文書の存否を検討するにあたり、審査会が神戸市で発行する身体障害者手帳（以下「手帳」という。）を見分したところ、本人の氏名、生年月日、障害の級別等の証明欄のほか、障害内容を表記する「障害名欄」、障害者の住所履歴を表記する「本人の欄」、旧手帳の交付日や級別等を表記する「旧手帳の欄」で構成されていることが認められる。

このうち、本件争点に関連する「障害名欄」についてであるが、処分庁によれば、障害名欄の記載内容については過去の障害内容ではなく、現時点での障害内容を表記している。障害内容に変更があれば、その部位に係る情報を認定された新たなものに更新したうえで手帳に記載するとのことであった。

なお、神戸市に転入した障害者が、転入後に障害内容の変更があり、新たに神戸市で手帳を交付する場合には、変更に係る部位以外については転出元で交付された手帳の表記内容をそのまま記載するとのことであった。

つぎに、「旧手帳の欄」については、平成9年に構築された福祉情報システム内に保有している履歴情報をもとにして、直近から過去3件を限度として表記されるとのことであった。また、神戸市において新規や障害内容の変更の申請があつて交付された場合の履歴や、神戸市に転入した障害者については、転入時に交付されている手帳のその時点での障害の内容が記録されているとのことであった。

(3) 本件請求文書の存否について

審査会は、上記(2)における処分庁の主張を踏まえて、処分庁に対して、①手帳の記載方法、記載基準を記載した内部文書等、②福祉情報システムにおける手帳の発行に関する機能部分及び「旧手帳の欄」の記載事項についての運用マニュアルの提出を求めたところ、以下のとおりであった。

① 手帳の記載方法、記載基準を記載した内部文書等について

処分庁によれば、「障害内容作成入力について」（以下「記載要領」という。）を作成しているとのことであり、審査会は記載要領の提出を受けた。

審査会が見分したところ、記載要領には障害内容ごとに障害の具体的な記載方法

について、詳細に記載されていることが認められる。なお、記載要領には「障害内容変更で変更される障害以外の障害がある場合は、従前の手帳表記をそのまま引き継ぐ。」とする記載があるが、この内容について処分庁に確認したところ、身体障害に関する変更申請があったとき、変更を申請する部位以外に障害を有する場合は、従前の表記内容を変えずに入力し、現時点で有するすべての障害の内容を入力することを指示したものであるとのことであった。

審査会としては、記載要領には障害内容の経時的な記載を不能とする指示内容が含まれていないと認められるため、記載要領は請求の趣旨に該当する公文書ではないと判断する。

② 福祉情報システムにおける手帳の発行に関する機能部分及び「旧手帳の欄」の記載事項についての運用マニュアルについて

処分庁によれば、福祉情報システムの操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)、及び同システムに係る設計書(以下「設計書」という。)を保有しているとのことであり、審査会は当該公文書中、手帳の発行に関する機能部分について提出を受けた。

審査会が見分したところ、操作マニュアルには手帳の申請、認定、手帳の作成、障害内容変更の申請、再認定、市外転出、市外転入といった手帳発行に係る手続の段階ごとにおける、システムの入力画面や入力する内容、画面の展開といった操作に係る手順が示されている。このうち、手帳を既に交付されている者が市外から転入した場合は、手帳の市外転入申請を福祉事務所で受理し、更生相談所にて障害内容の登録を行うこととされている。

つぎに、設計書には同システムの機能概要の説明、手帳の印刷レイアウト、手帳を出力するにあたり抽出される情報、抽出条件等が記載されている。また、「旧手帳の欄」の記載については、最新の3件を表示することとされており、市外から転入した場合は、転入時点における障害の内容が表示される。

審査会としては、操作マニュアル及び設計書には標準的な手順が示されているものであり、手帳に障害内容の経時的な記載を不能とすることを明示した記述は確認できなかったため、操作マニュアル及び設計書は請求の趣旨に該当する公文書ではないと判断する。

なお、これらの公文書は本件請求の対象公文書とはならないが、請求人は別途、公文書公開請求することにより公開を求めることは可能である。

このほか、手帳への記載についての定めが記載されたものとして、同システムの仕様書や発注書が推測されるが、処分庁によれば、福祉情報システムが導入された平成9年当時の仕様書等やシステム業者への指示内容等の公文書は、既に20数年経過しており保存年限が経過し廃棄しており、その存在を確認することができなかったとのことであった。

以上のことから、審査会としては、本件請求文書を保有していないとの処分庁の主張

は不合理とはいえ、また、請求人が請求している趣旨の公文書の存在を窺わせる事実を確認することはできなかった。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和3年3月8日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和3年3月29日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和3年6月14日	—	* 審査請求人から反論書を受理
令和3年8月3日	—	* 諮問書を受理
令和3年10月14日	第337回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和3年11月15日	第338回審査会	* 審議
令和3年12月27日	第339回審査会	* 審議
令和4年1月20日	第340回審査会	* 審議
令和4年2月16日	第341回審査会	* 審議